

市会ジャーナル 第 230 号

令和4年度 Vol.5

政策調査レポート



特集 政治分野における男女共同参画

国の動向

地方議会における男女共同参画に関するデータ

他都市の取組事例



5 ジェンダー平等を
実現しよう



発行: 横浜市議会事務局 政策調査課
令和4年 12月6日発行

市会ジャーナル 第230号 令和4年度 Vol.5

政策調査レポート

特集 政治分野における男女共同参画

はじめに	1
第1章 国の動向	2
1 政治分野における男女共同参画を巡る近年の動き	2
2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	3
(1) 理念法の制定	3
(2) 参議院内閣委員会における附帯決議	4
(3) 改正	4
3 「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書	6
4 第5次男女共同参画基本計画	6
5 国の取組事例(内閣府男女共同参画局)	7
(1) 政治分野における女性の参画状況・施策の 推進状況の「見える化」	7
(2) 政治分野におけるハラスメント防止研修教材	7
(3) 地方議会等における取組事例の収集・情報提供	7
コラム 標準会議規則の改正通知	8
第2章 地方議会における男女共同参画に関するデータ	9
1 地方選挙結果調(総務省)	9
(1) 統一地方選における候補者や当選者に占める 女性の割合の推移	9
(2) 地方議会における女性議員の割合の推移	10
コラム 女性議員がゼロの議会	10
2 市議会議員の属性に関する調(全国市議会議長会)	11
(1) 男女別の年齢構成	11

(2) 男女別の在職年数	11
3 女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書(内閣府)	12
(1) 立候補を決める段階から選挙期間中の課題	12
(2) 議員活動を行う上での課題	13
(3) ハラスメントの状況、ハラスメントをなくすために有効な取組	14
(4) 女性議員を増やすために有効な取組	15
(5) 女性議員の存在による所属議会への影響	15
コラム 政治分野におけるハラスメント事例調査結果(内閣府)	16
4 地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況調査(内閣府)	17
(1) 議会における欠席事由の整備状況	17
(2) 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無	18
(3) 産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間	18
第3章 他都市の取組事例	19
1 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例	19
(1) 背景・経緯	19
(2) 概要	19
2 神奈川県立かながわ男女共同参画センターによる調査報告書「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために(その2) —議員アンケート調査結果と男性有識者意見—」	20
(1) 背景・経緯	20
(2) 概要	20
3 女性リーダー育成のための講座「おのウィメンズ・チャレンジ塾」(兵庫県小野市)	22
(1) 背景・経緯	22
(2) 概要	23
(3) 成果	23

掲載している図や表が不鮮明な場合がありますので、参考・出典に記載のウェブサイト等も併せてご参照ください。

特集

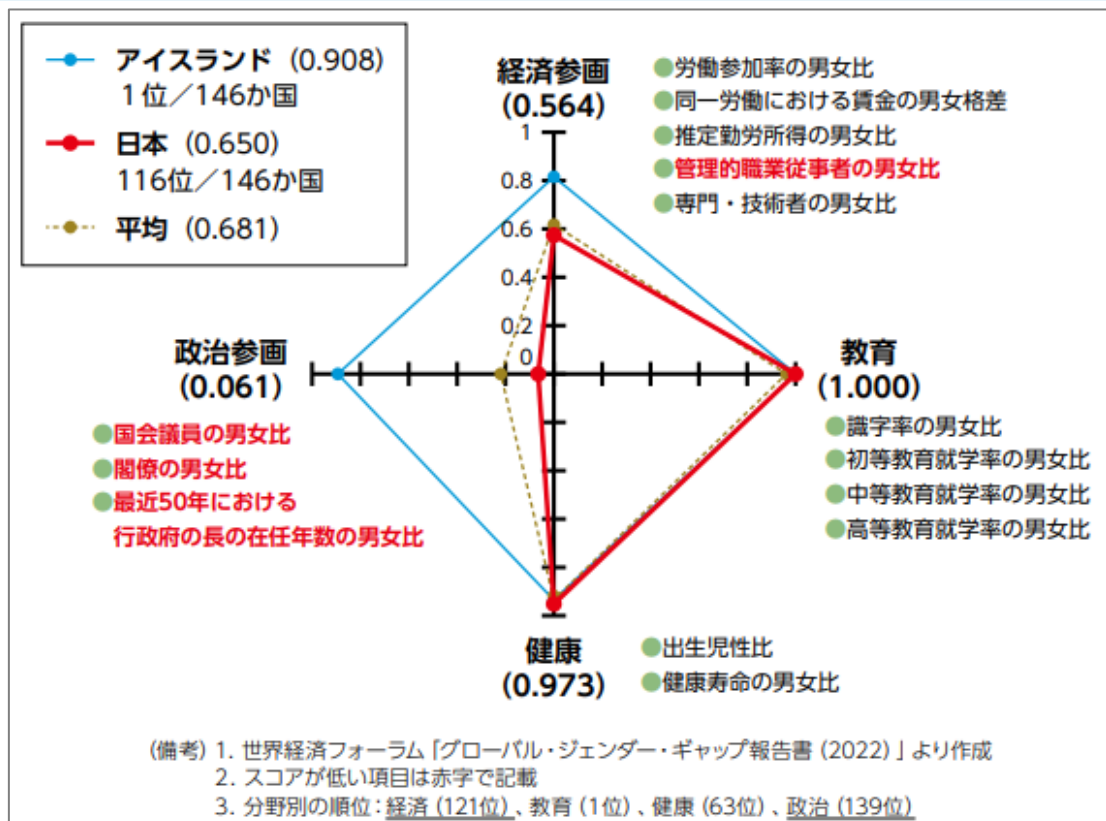
政治分野における男女共同参画

今年7月に、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダー・ギャップ指数を公表しました。2022年の日本の順位は146か国中116位(前回は156か国中120位)となり、個別の分野においては、「教育」と「健康」は世界トップクラスである一方、「経済」と「政治」における順位が低くなっています(下図参照)。

2021(令和3)年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、基本原則の新たな項目として、施策の中心的な担い手となる関係機関(地方公共団体の議会を含む)の明記等がされました。

横浜市会では、同年9月に会議規則を改正し、①本会議及び委員会の欠席事由として育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を明文化し、②出産について産前・産後期間にも配慮した規定を追加しました。また、2022(令和4)年11月には、講師に大山礼子氏(駒澤大学法学部教授、第33次地方制度調査会副会長)を迎え、「政策決定過程への男女共同参画—地方議会を中心に考える—」をテーマとした議員研修会を開催しました。

本ジャーナルでは、政治分野における男女共同参画に関して、国の動向、各種調査データ及び他都市の取組事例を紹介します。



出典: 広報誌「共同参画」2022年8月号(内閣府発行)

<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/pdf/202208.pdf>

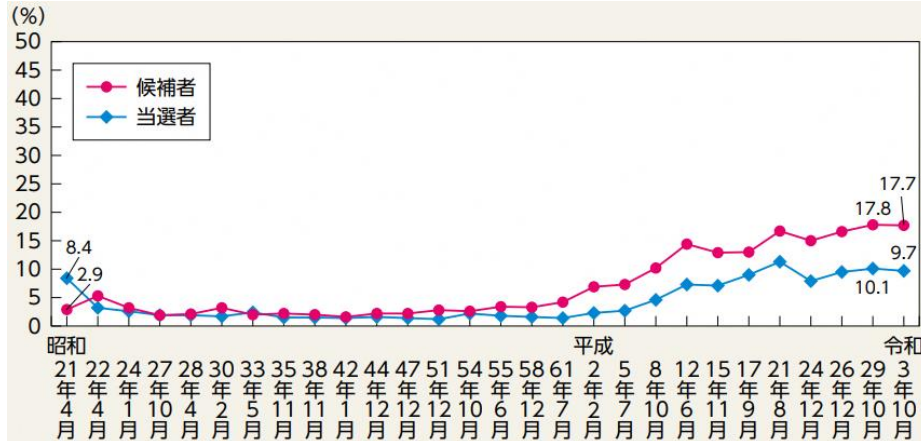
1 国の動向

1 政治分野における男女共同参画に関する近年の動き

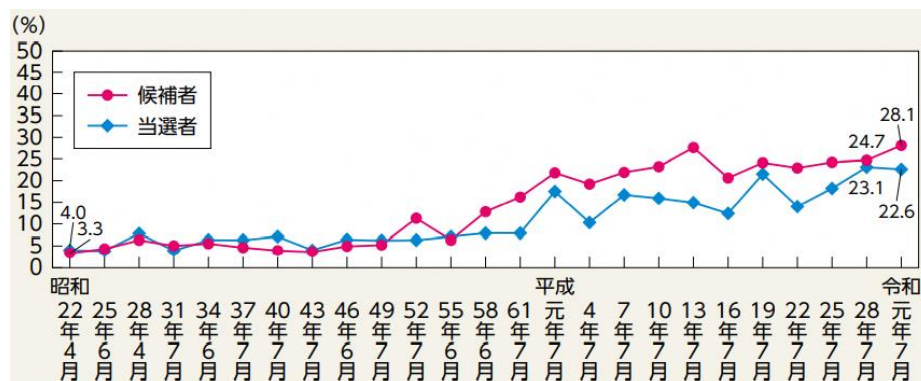
政治分野における男女共同参画に関する、近年の法令等の施行や計画の策定状況は次のとおりです。 ※主なものを掲載

年	法令等の施行・計画の策定状況
2015 (H27)	【12月】「第4次男女共同参画基本計画」策定
2018 (H30)	【5月】「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
2020 (R2)	【9月】「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書 公表 【12月】「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021 (R3)	【6月】「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 【10月】衆院選(女性候補者 17.7%、女性当選者 9.7%)
2022 (R4)	【4月】「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」作成 【7月】参院選(女性候補者 33.2%、女性当選者 28.0%、女性議員 25.8%(非改選含む))

＜図表1-1＞衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



＜図表1-2＞参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



図表1-1～1-2

出典: 令和4年版男女共同参画白書 P109～110

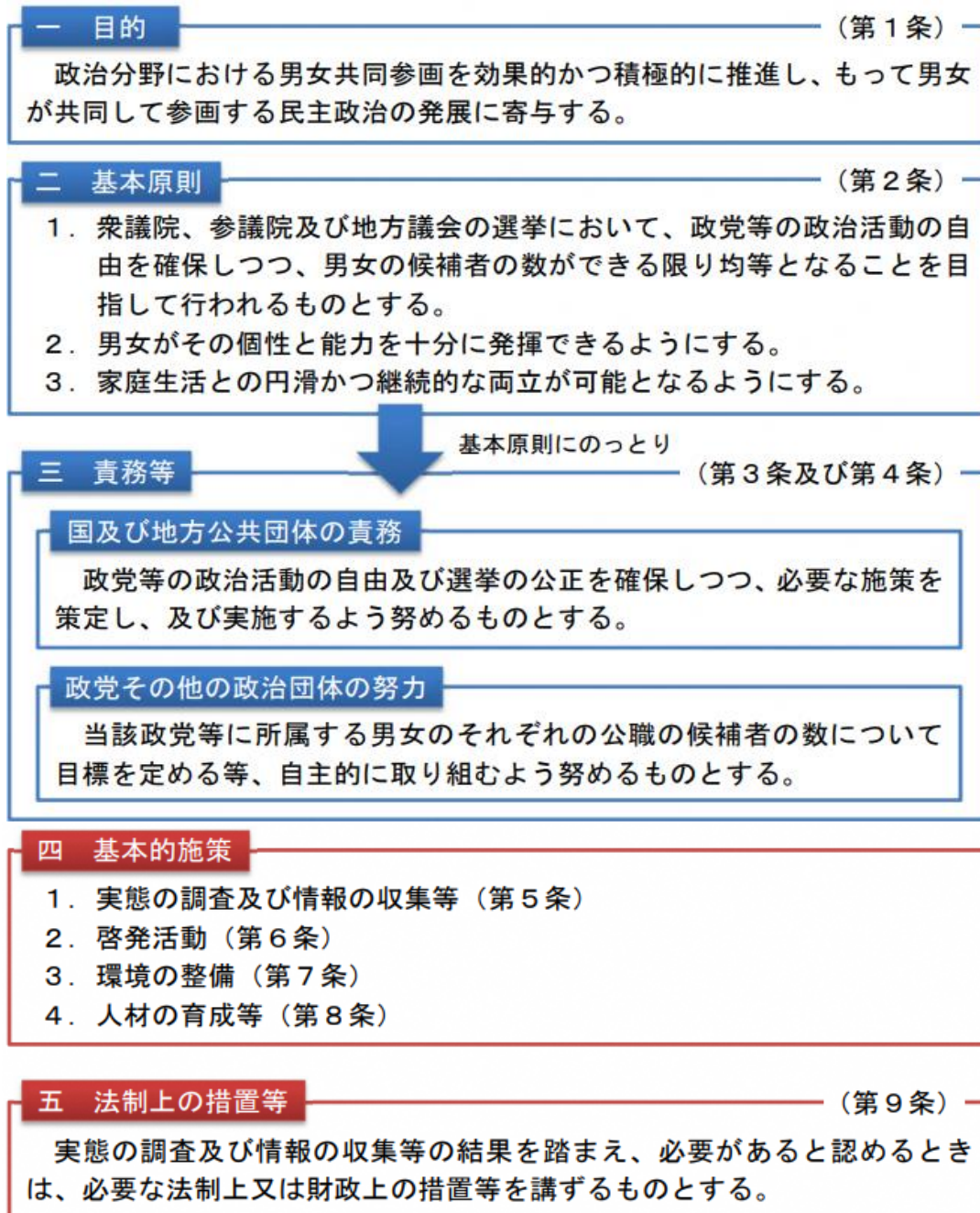
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf

2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(1) 理念法の制定

2018(平成 30)年5月に、議員立法により、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成 30 年法律第 28 号。以下「法」という。)」が衆参共に全会一致で可決・成立し、同月公布・施行されました。

この法は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。



出典:内閣府 男女共同参画局 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(概要)」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_sejibunya01.pdf

(2) 参議院内閣委員会における附帯決議

法第5条から第8条では、政治分野における男女共同参画の推進に当たって考えられる「基本的施策」が4項目列記されています(前頁参照)。これらの施策を担う、内閣府及び総務省が具体的にどのような施策を講ずることが想定されるかについては、参議院内閣委員会において附帯決議がなされています(2018(平成30)年5月15日)。以下はその概要をまとめています。

	内閣府	総務省
第5条 (実態の調査及び情報の収集等)	首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供	地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼
第6条 (啓発活動)	国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進	
第7条 (環境整備)	国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供	地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討
第8条 (人材の育成等)	各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供	内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介

(3) 改正

2021(令和3)年6月には議員立法により、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号。以下「改正法」という。)」が衆参共に全会一致で可決・成立し、同月公布・施行されました。

この改正法は、上記附帯決議に書かれていた項目を明記すること等により、推進力を高めることを目指すものです。

改正の概要としては、まず基本原則の新たな項目として、施策の中心的な担い手となる機関等が新たに明記され(第2条第4項)、政党等のほか、地方公共団体の議会についても適切な役割分担の下で、政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組むこととされました。また、国・地方公共団体の施策の強化として、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備や、セクハラ・マタハラ等の発生の防止に資する研修の実施等の必要な施策を講ずることとされました(第6条、第8条～第10条)。

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
 - * 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位〔列国議会同盟（令和3年1月1日時点）〕
 - * 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

- ①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する
②国・地方公共団体の施策を強化する 等の必要がある。

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の施策の強化

- ①環境整備（新第8条）
 - 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記
- ②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）
 - 防止に資する研修の実施
 - 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする
- ③実態調査（新第6条）
 - 調査対象として、社会的障壁の状況を明記
- ④人材の育成等（新第10条）
 - 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第2条第4項）

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
 - 内閣府・総務省その他の関係行政機関等
- が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

出典：内閣府 男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（概要）」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_seijibunya01.pdf

◆本ジャーナルにおける関連記事

- ①【環境整備】内閣府による地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況調査（17～18頁参照）
- ②【セクハラ・マタハラ等への対応】福岡県の事例（19頁参照）
- ③【実態調査】内閣府による女性の政治参画への障壁等に関する調査（12～15頁参照）
神奈川県立かながわ男女共同参画センターによる議員アンケート調査（20～22頁参照）
- ④【人材の育成等】兵庫県小野市の事例（22～23頁参照）

3 「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書

2019(令和元)年6月から2020(令和2)年8月にかけて、総務省では、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を開催しました。この研究会は、時代の変化に伴い、議会・議員を取り巻く環境が大きく変化し、議員のなり手不足が深刻な状況となっていること等を踏まえ、今後の議会・議員のあるべき姿や議員のなり手不足の要因とその対応について、幅広く議論を行うことを目的として立ち上げられたものです。

2020(令和2)年9月に公表された報告書では、女性をはじめとする多様な層の住民参画の促進という点で、「議員の構成について、とりわけ、人口の半分を占める女性の割合が低いことは課題であり、法に基づく関係者の取組が引き続き求められる。」と言及されています。

具体的には、各議会において、以下のような啓発活動や環境整備を参考とした取組が広がり、継続されていくことが期待されています。

- ① 女性模擬議会等の広報・啓発活動
- ② ハラスメント対策等の環境整備
- ③ 欠席事由の整備(出産・育児・介護等)
- ④ 議員の旧姓使用

4 第5次男女共同参画基本計画

2020(令和2)年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、11の個別分野について、2030(令和12)年度末までの「基本認識」並びに2025(令和7)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

政治分野については、第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において、2025(令和7)年までに、衆議院議員・参議院議員・統一地方選挙の各候補者に占める女性の割合を35%とすることを目標としています。地方議会・地方公共団体における取組の促進としては、両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、会議規則の改正、人材育成やハラスメント防止、各種実態調査等の取組が明記されています。

項 目	目 標 値 (期限)	計 画 策 定 時 の 数 値	最 新 値
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
(*以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	17.8% (2017年)	17.7% (2021年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	28.1% (2019年)	28.1% (2019年)
(*以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。計画策定時の数値及び最新値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)			
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	35% (2025年)	16.0% (2019年)	16.0% (2019年)

出典: 令和4年版男女共同参画白書 P317

https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf

5 国の取組事例(内閣府男女共同参画局)

(1) 政治分野における女性の参画状況・施策の推進状況の「見える化」

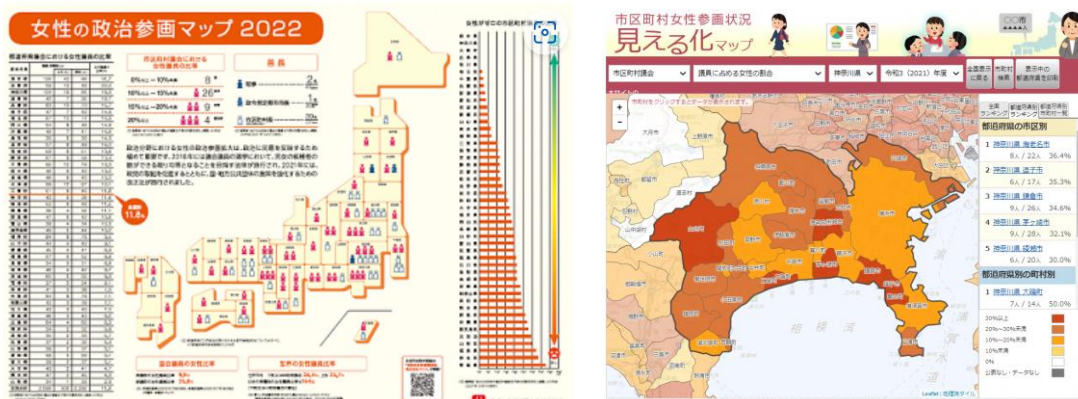
第5次男女共同参画基本計画(前頁参照)に基づき、政治分野における女性の参画状況等について情報を収集し、見える化を進めています。

【女性の政治参画マップ】

地方の政治分野における都道府県ごとの女性の参画状況(知事、市区町村長、都道府県議会の長及び議員、市区町村議会の長及び議員)について、地図で見ることができます。

【市町村女性参画状況見える化マップ】

全国の市町村別の女性の参画状況(公務員の管理職や市町村議会議員に占める女性の割合等)、男性公務員の育児休業取得率等について、地図上で見ることができます。



出典: 内閣府男女共同参画局 「女性の政治参画マップ」「市区町村女性参画状況見える化マップ」

<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/joseisankaku/map22c.pdf>

https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2021

(2) 政治分野におけるハラスメント防止研修教材

初の取組として、地方議会議員から収集した 1,324 の事例を基に、各議会等でハラスメント防止のための研修を実施する際に活用できる動画教材を作成し、各議会等に対し情報提供等を行うとともに、YouTube に掲載しました。



出典: 内閣府男女共同参画局 政治分野におけるハラスメント防止のための取組

https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html

(3) 地方議会等における取組事例の収集・情報提供

地方公共団体・地方議会の政治分野における男女共同参画の推進に向けた取組事例を収集し、下記ホームページで情報提供しています。

©内閣府男女共同参画局 地方議会等における取組

https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_torikumi.html



コラム 標準会議規則の改正通知

(1) 経緯

第5次男女共同参画基本計画(6頁参照)では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、以下の点が盛り込まれました。

- ・すべての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請すること
- ・出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう三議長会に要請すること
- ・会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し、見える化等を行うこと

これに基づき、2021(令和3)年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対し標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は、1月下旬から2月上旬にかけて標準会議規則を改正しました(全国市議会議長会においては、同年2月12日に、全国815市議会に通知)。

(2) ポイント

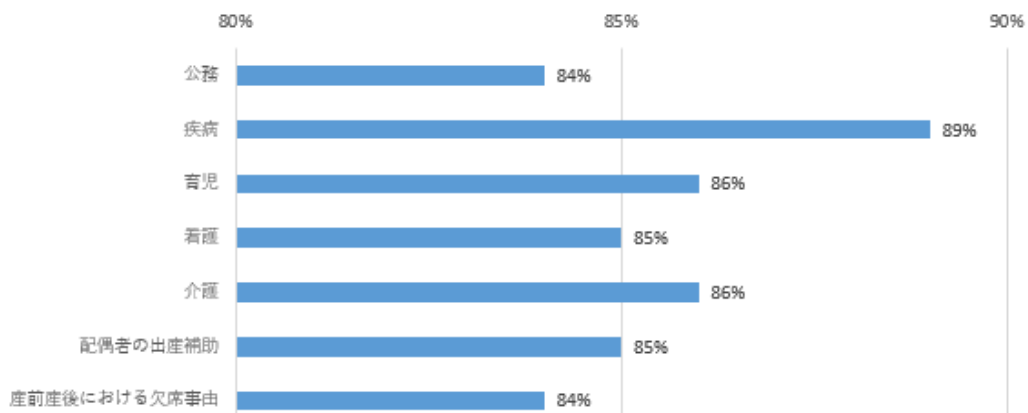
- ・すでに規定されていた「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化。
- ・これまでは、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」として総称してきたものを、「その他やむを得ない事由」に改正。

(3) 会議規則の改正状況に関する調査(全国市議会議長会)

2021(令和3)年10月20日時点で、全815市議会のうち、729市議会から回答を得ました。いずれの欠席事由についても、8割を超えました。

なお、議決時期は同年3月が最も多く、次に6月が多い結果となりました(横浜市会では同年9月に議決)。

<図表1-3>欠席事由の規定状況



※割合は全市の数(815市)を基準

図表1-3は次を基に作成: 全国市議会議長会「会議規則の改正状況に関する調査集計結果」

https://www.si-gichokai.jp/news/info/r03/_icsFiles/afieldfile/2021/10/21/def_1.pdf

2 地方議会における男女共同参画に関するデータ

本章では、各種データから地方議会における男女共同参画の状況や、女性の政治参画への障壁、ハラスメントの実態等を見ていきます。また、各議会における会議規則の改正状況についても紹介します。

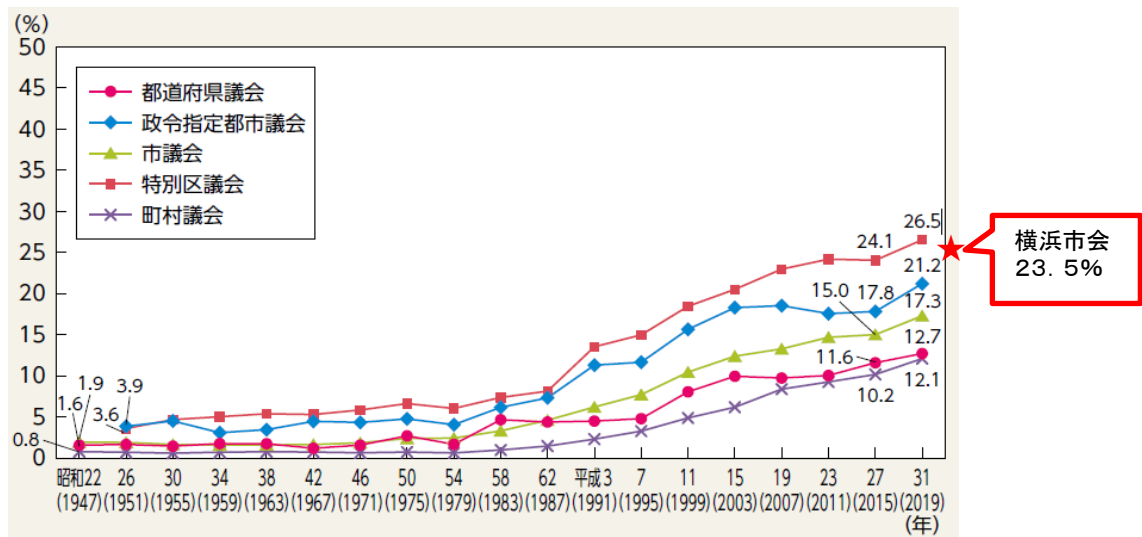
1 地方選挙結果調（総務省）

(1) 統一地方選における候補者や当選者に占める女性の割合の推移

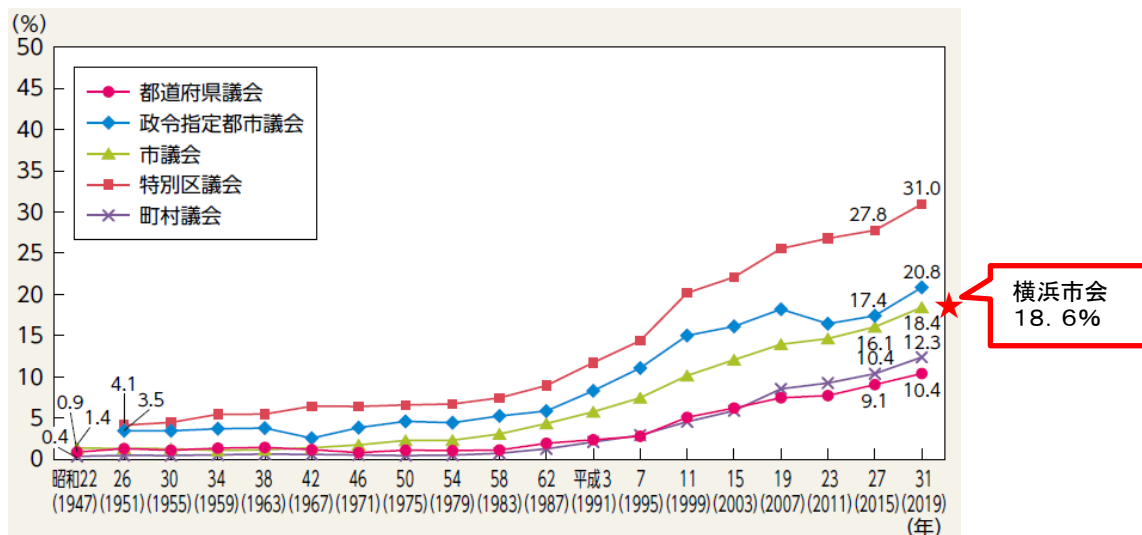
統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあります。

2019(平成 31)年の統一地方選挙では、候補者に占める女性の割合は、特別区議会が26.5%と最も高く、町村議会が12.1%と最も低くなっており、全体で16.0%です。当選者に占める女性の割合は、特別区議会が31.0%と最も高く、都道府県議会が10.4%と最も低くなっています。

<図表2-1> 候補者に占める女性の割合*



<図表2-2> 当選者に占める女性の割合*

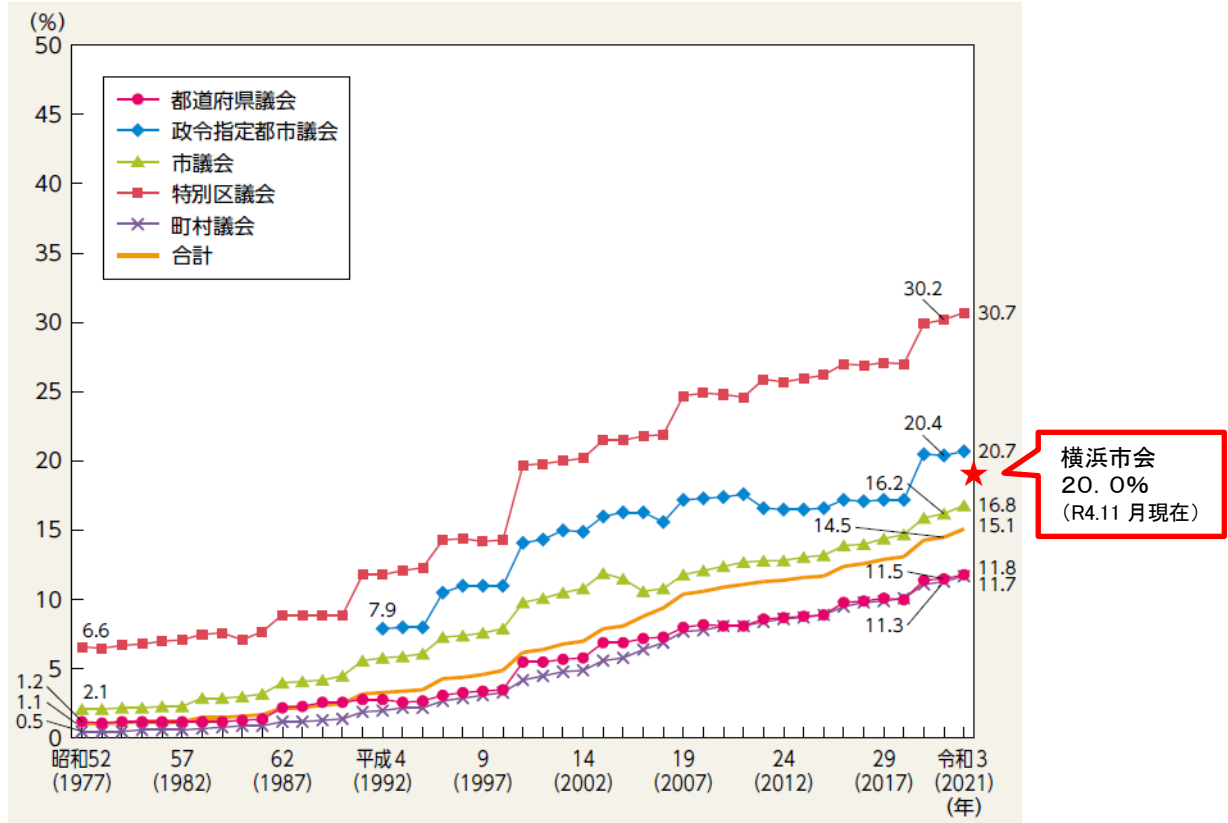


※ 1947(昭和 22)年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

(2) 地方議会における女性議員の割合の推移

2021(令和3)年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで政令指定都市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっています。

<図表2-3> 地方議会における女性議員の割合の推移



図表2-1～2-3

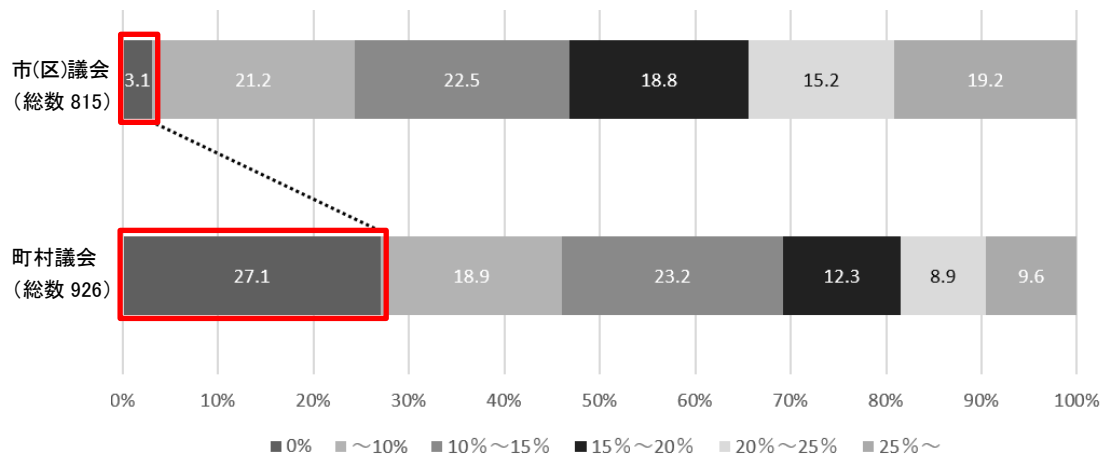
出典：令和4年版男女共同参画白書 P111～112

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf

コラム 女性議員がゼロの議会

地方議会において女性の割合は、都市部で高く、郡部で低い傾向にあります。女性が一人もない地方議会は、市議会に25(3.1%)、町村議会に251(27.1%)存在しています。

<図表2-4> 市(区)議会及び町村議会の女性議員割合



図表2-4は次を基に作成：内閣府「令和3年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2021/index.html>

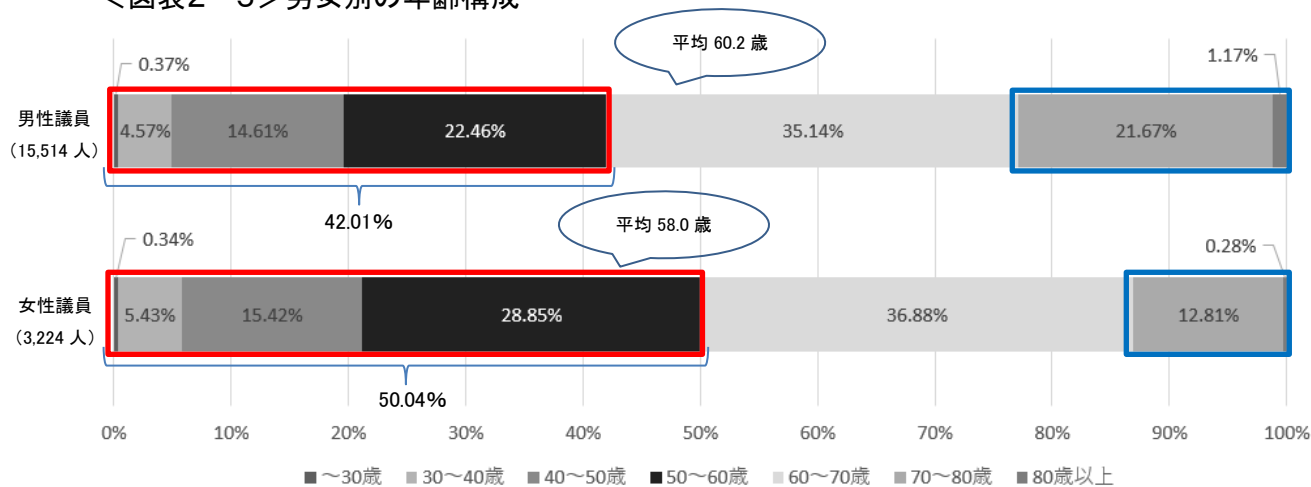
2 市議会議員の属性に関する調（全国市議会議長会）

全国市議会議長会が全国 815 市区を対象に実施した調査です（2021（令和3）年7月集計）。回答時の議員数は 18,738 人で、男性 15,514 人（82.8%）、女性 3,224 人（17.2%）となり、直近 10 年で最も女性の割合が多くなりました。

（1）男女別の年齢構成

60 歳未満の議員の割合は、男性約 42%、女性約 50%となっており、女性の方が高いです。また、70 歳以上の議員の割合は、男性の方が女性より高く、より高齢化が進んでいる傾向にあります。

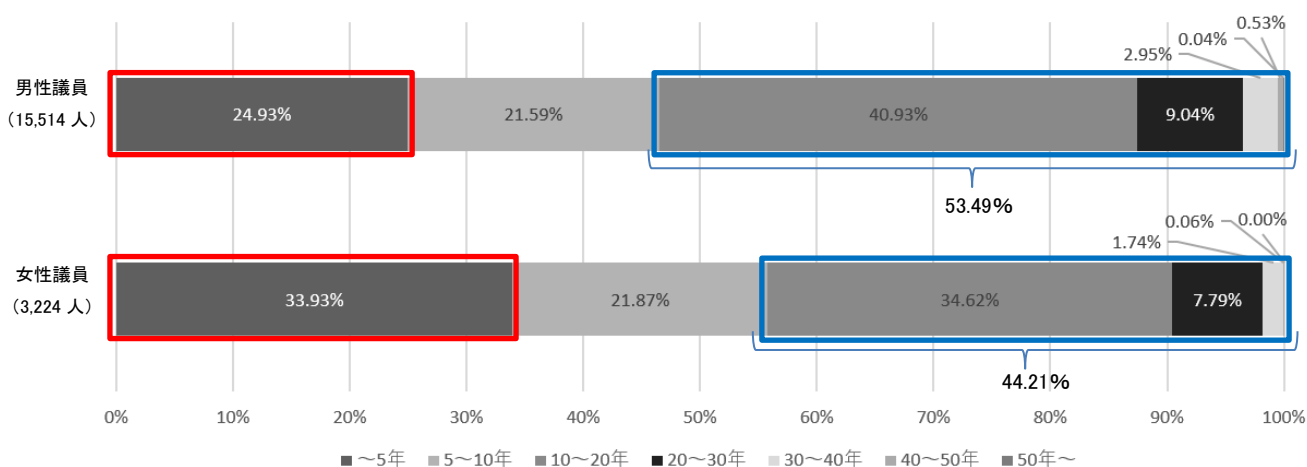
＜図表2-5＞男女別の年齢構成



（2）男女別の在職年数

在職年数が5年未満の議員の割合は、男性約 25%、女性約 34%と、女性の方が在職年数が短い傾向にあります。また在職年数 10 年以上の議員の割合は、男性が約 53%、女性が約 44%となっています。

＜図表2-6＞男女別の在職年数



図表2-5、2-6は次を基に作成：全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調（令和3年7月集計）」

https://www.si-gichokai.jp/research/zokusei/1204670_2322.html

3 女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（内閣府）

2018（平成 30）年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の第5条及び附帯決議（3～4頁参照）において、「内閣府は女性の政治参画への障壁等に関する実態調査を行う」とされていることを踏まえて実施され、2021（令和3）年3月に公表された調査です。本調査では、①立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査と、②男女の地方議員に対するアンケート調査の2種類を実施していますが、ここでは②について一部抜粋して紹介します。

地域、議会の種類等を考慮して抽出した 1,144 の地方議会の男女議員 10,100 人を対象に実施し、合計 5,513 人（男性 3,243 人、女性 2,164 人）から回答を得ました（回収率 54.6%、調査期間：2020（令和2）年 12 月 25 日～2021（令和3）年 1 月 30 日実施）。

（1）立候補を決める段階から選挙期間中の課題

「性別による差別やセクシャルハラスメントを受けた」、「自分の力量に自信が持てない」、「知名度がない」、「地元で生活する上で、プライバシーが確保されない」等で男女の差が大きくなっており、女性にとって大きな障壁となっていることが分かります。

＜図表2-7＞立候補を決める段階から選挙期間中の課題

（「大いにあてはまる」及び「ややあてはまる」の合計、女性の上位 10 項目）

順位	項目	女性	男性
1	知名度がない	59.8%	38.1% (4位)
2	仕事や家庭生活(家事、育児、介護等)のため選挙運動とその準備にかけられる時間がない	48.9%	36.5% (5位)
3	選挙運動とその準備の方法が分からない	46.4%	40.6% (2位)
4	自分の力量に自信が持てない	42.1%	18.5% (11位)
5	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	40.4%	26.1% (6位)

順位	項目	女性	男性
6	立候補にかかる資金の不足	40.0%	39.7% (3位)
7	当選した場合、議員活動と家庭生活との両立が難しい	30.4%	18.5% (11位)
8	立候補を阻むような言動を受けた	29.9%	20.1% (10位)
9	当選した場合、仕事を辞めなければならない	26.2%	24.3% (7位)
10	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けた	24.9%	0.9% (17位)

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(2) 議員活動を行う上での課題

「性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある」、「議員活動と家庭生活との両立が難しい」、「専門性や経験の不足」等で男女の差が大きくなっており、女性にとって大きな障壁となっていることが分かります。

<図表2-8> 議員活動を行う上での課題

(「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目)

順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)
6	議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)

順位	項目	女性	男性
7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(3) ハラスメントの状況、ハラスメントをなくすために有効な取組

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の 42.3%、男性の 32.5%、女性の 57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しています。

ハラスメントの内容では、全体及び男性では「SNS、メール等による中傷、嫌がらせ」が最も多く、女性では「性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ」が最も多いです。

また、ハラスメントをなくすために有効な取組の上位3項目は、全体、男女別共に、議会による「議員向け研修」、「ハラスメント防止のための倫理規定の整備」、「相談窓口の設置」となりました。

<図表2-9> 議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつくなど)	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

<図表2-10> 有効な取組(「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目)

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(4) 女性議員を増やすために有効な取組

女性を増やすために有効な取組について、女性の上位3項目は、「政策立案に関する研修」、「選挙のノウハウの研修」、「選挙活動のサポート」となりました。上位 15 項目についてみると、「議会・政党の要職への女性の登用」、「社会全体の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの除去」等で男女の差が大きくなっており、これらの取組が特に女性に望まれていると考えられます。

＜図表2-11＞女性議員を増やすために有効な取組（「有効」と回答した者の割合、女性の上位 15 項目）

順位	取組分野	項目	女性	男性
1	議会・政党における人材育成の取組	政策立案に関する研修	85.8%	70.2% (1位)
2	政党における選挙活動の支援	選挙のノウハウの研修	83.4%	59.1% (6位)
3	政党における選挙活動の支援	選挙活動のサポート	83.0%	57.0% (9位)
4	出産・育児・介護等との両立支援策	会議規則における出産・育児・介護等の場合の欠席規定の整備	80.6%	64.8% (3位)
5	環境整備	ハラスメント対策	80.5%	64.9% (2位)
6	社会全体の取組	社会全体の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の除去	79.4%	48.7% (15位)
7	議会・政党における全般的な取組	議会・政党の要職への女性の登用	78.5%	44.2% (17位)
8	議会・政党における全般的な取組	男女共同参画に関する研修	77.8%	59.9% (5位)
9	社会全体の取組	子供の頃からの政治教育・模擬議会	76.8%	51.5% (13位)
9	議会・政党における人材育成の取組	議員同士の交流・ネットワーク構築	76.8%	64.4% (4位)
11	政党における人材発掘のための取組	候補者を選考する側の多様性の確保	76.0%	49.3% (14位)
12	制度等の見直し	立候補に伴う雇用主側の休暇保証及び落選時に復職できる制度	75.8%	57.4% (8位)
13	出産・育児・介護等との両立支援策	議員が利用できる託児スペース・授乳室の整備	73.9%	56.9% (10位)
14	議会・政党における全般的な取組	男女共同参画のための取組方針等の策定	71.4%	53.5% (12位)
15	政党における人材発掘のための取組	議員と政治家を目指す人との交流・ネットワーク構築	69.7%	55.8% (11位)

※男女間で20.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(5) 女性議員の存在による所属議会への影響

女性議員の存在による所属議会への影響について、男女共に「女性の視点が加わることで、議論が多様化している」が最も多かったです。

＜図表2-12＞女性議員の存在による所属議会への影響

（「非常にそう思う」及び「そう思う」の合計、女性の上位 3 項目）

順位	項目	女性	男性
1	女性の視点が加わることで、議論が多様化している	79.7%	60.5% (1位)
2	生活に直結する事柄について、より多様な人々の声の反映が行われるようになっている	70.3%	47.1% (3位)
3	雇用・出産・子育て、介護など女性に特に影響が大きい分野への支援が行われるようになっている	57.9%	35.3% (4位)

図表2-7～2-12

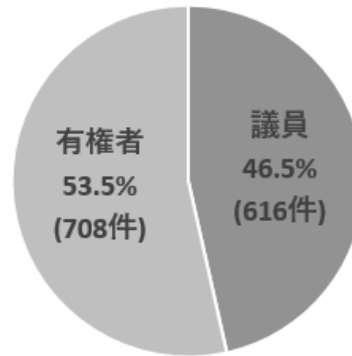
出典：内閣府「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書(概要)」

https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/seijibunya_gaiyou.pdf

コラム 政治分野におけるハラスメント事例調査結果(内閣府)

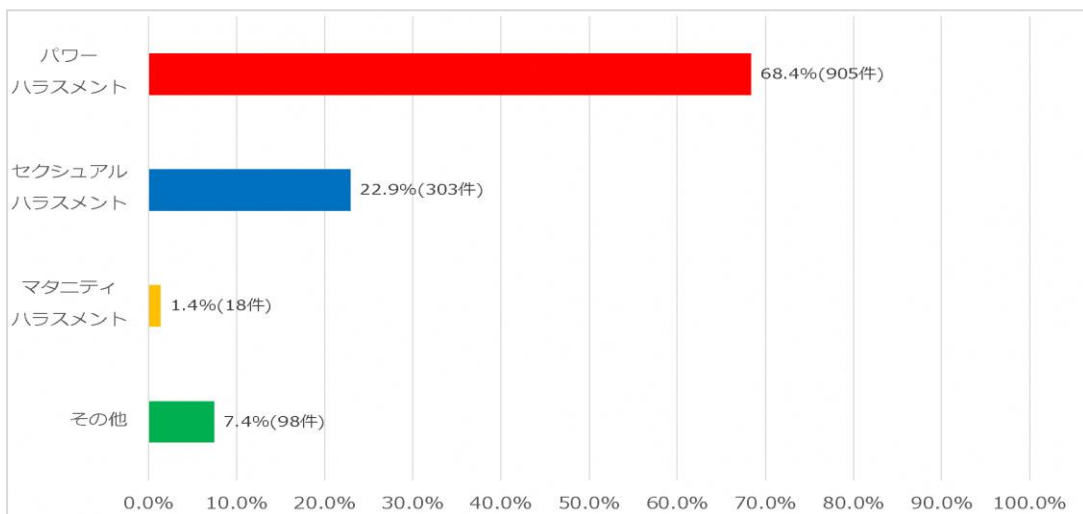
内閣府がハラスメント研修教材の作成(7頁参照)にあたり、全国の地方議会議員を対象にハラスメント事例を収集したところ、1,324 件の事例が寄せられました(2021(令和3)年10月14日~11月14日実施)。

＜図表2-13＞ ハラスメントの行為主体



※行為者が明らかでないものについて、当該行為の状況から判断したものも含む。

＜図表2-14＞ 議員が受けたハラスメント事例



図表2-13、2-14

出典:「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会(第1回)」
配布資料3「政治分野におけるハラスメント防止研修教材の作成について」(内閣府男女共同参画局)
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/politics-harassment/1st/pdf/3.pdf>

◆ハラスメントの事例

(1) パワーハラスメント

- ・胸ぐらをつかまれる。突き飛ばされる。手をひっぱられる。
- ・事実に基づかない噂話、陰口、誹謗中傷、懇親会への参加等の強要。
- ・投票の見返りに不条理な要求をされる。
- ・人間関係からの切り離し、仲間外れ、無視をする。
- ・誰でも可能な仕事・作業をさせられる。
- ・私的な事項について、しつこく質問されたり、批判されたりする。

(2) セクシュアルハラスメント

- ・性的な言動に対する反応に不満を持ち、報復的に不利益を被らせる。
- ・街頭演説中に体を触られたり、抱きつかれたりする。
- ・卑猥な言動を発する。

(3) マタニティハラスメント

- ・制度等の利用について嫌がらせをする。
- ・妊娠・出産したこと等の状態に対して、批判を受ける。

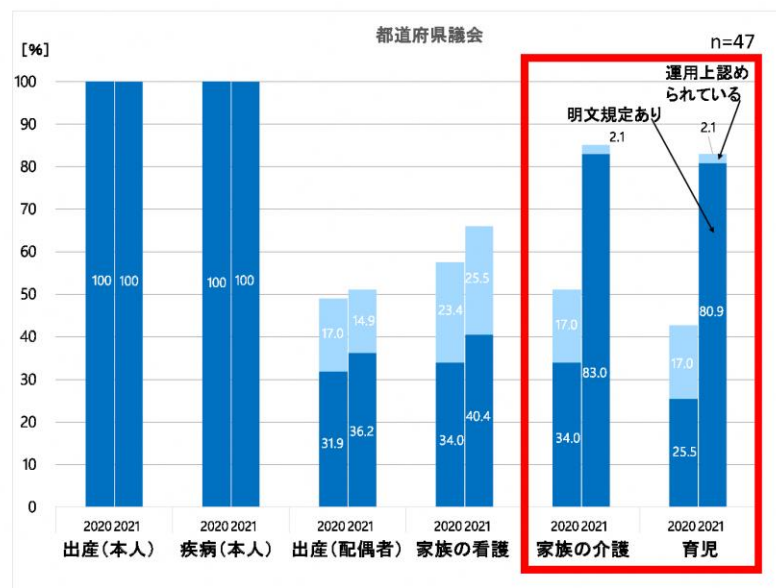
4 地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況調査（内閣府）

第5次男女共同参画基本計画（6頁参照）に基づき、会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備の進捗状況を確認するため、47 都道府県議会及び 1,741 市区町村議会を対象に実施した調査です（2021（令和3）年7月1日時点）。

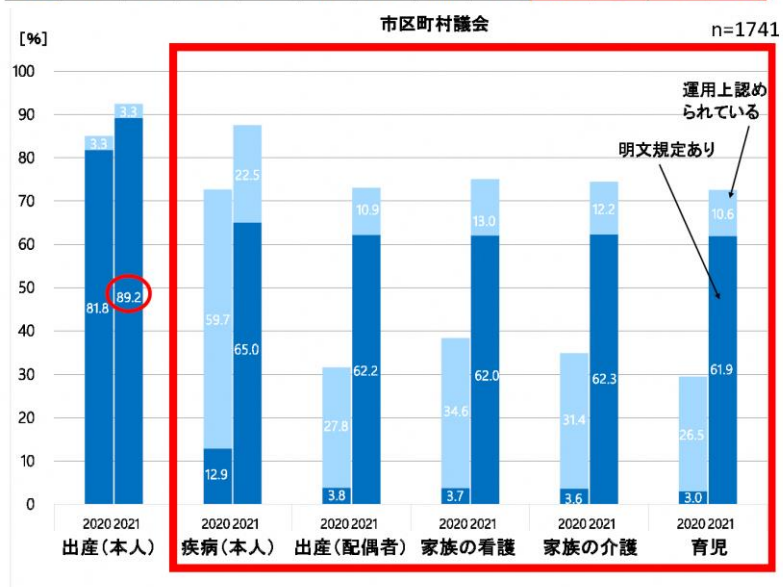
（1）議会における欠席事由の整備状況

都道府県議会では、育児及び家族の介護を欠席事由とした割合が、全体の約8割となりました。市区町村議会では、出産を欠席事由としている議会が全体の約9割となり、出産以外の欠席事由についても大きく増加し、全体の6割を超えました。

<図表2-15> 議会における欠席事由の整備状況



	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	0	0	0	0	8	7	11	12	8	1	8	1
明文化	47	47	47	47	15	17	16	19	16	39	12	38

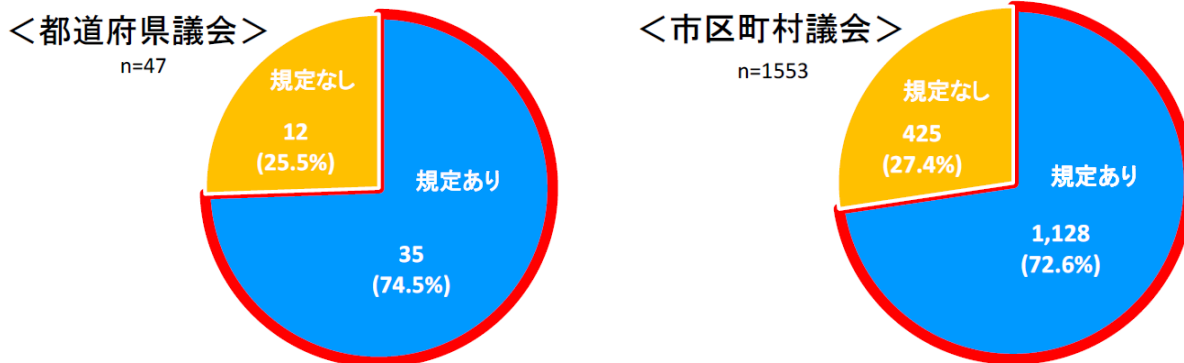


	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	57	57	1,040	392	484	189	602	227	546	212	461	185
明文化	1,424	1,553	225	1,132	67	1,083	65	1,080	63	1,084	53	1,078

(2) 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無

出産を欠席規定として明文化している議会において、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会は、都道府県議会では全体の 35 議会(約 75%)、市区町村議会では全体の 1,128 議会(約 73%)となっています。

<図表2-16>産前産後期間の規定の有無



図表2-15、2-16

出典:内閣府「地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について」

https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/chihougikai_chousa_2021.pdf

(3) 産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間

出産を欠席規定として明文化しており、かつ、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会においては、都道府県議会、市区町村議会共に全数が、労働基準法第 65 条に定める期間相当の期間を定めています。

【参考】労働基準法

第六十五条

使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

3 他都市の取組事例

この章では、5頁で紹介した、2021(令和3)年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」により、地方公共団体の施策の強化として示された、「セクハラ・マタハラ等への対応」、「実態調査」、「人材の育成」に関する他都市の取組を紹介します。

1 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

(1)背景・経緯

きっかけは、福岡県内の女性市議に対するハラスメントが報道され、福岡県議会でも問題にされたことでした。2022(令和4)年3月には、「地方議会関係ハラスメントの根絶を求める決議」が全会一致で可決され、ハラスメント根絶を「地方議会にとって喫緊の課題であり、我々は自ら全力でこれに取り組みなければならない」とし、条例制定を目指すことが明記されました。その後、超党派による常設の「福岡県議会議員提案政策条例検討会議」(県議9人)で条例案の検討を重ね、意見公募や県内市町村議会への意見照会も経て、2022(令和4)年6月21日に本条例が賛成多数により可決・成立しました(同年7月5日公布)。

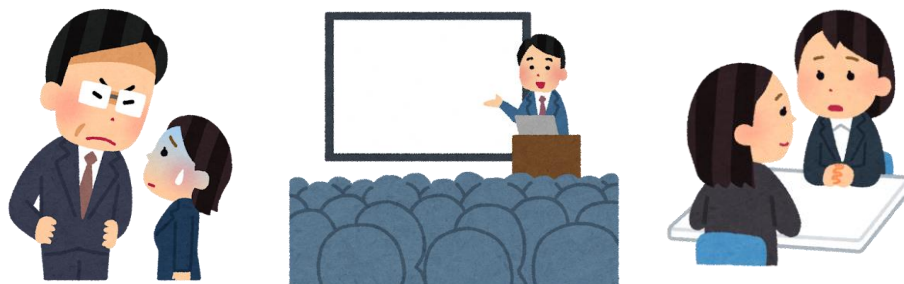
(2)概要

- 目的は、県内全ての地方議会から議員によるハラスメントや議員及び議員になろうとする方に対するハラスメントを根絶すること
- 県議等の責務を規定
- ハラスメント根絶のための取組として、研修や外部有識者による相談体制の整備を規定
- 市町村との連携として、研修の共同実施だけではなく、市町村議会と議員の相談にも対応

◆条例のポイント

- ・相談できるのは、県議のほか、県議になろうとする者(これらの者を補助する者(議員の家族や秘書)のハラスメントを含む)
- ・市町村議会との連携(県内市町村議会議員等が参加できる研修の実施や、相談受付など)
- ・県議会による被害防止措置が必要と認められる等の場合は、議長がハラスメントをした相手方に対し注意や勧告などの防止措置
- ・【全国初】県民に対してもハラスメントの根絶に協力を求め、票ハラ(投票ハラスメント※)を防止

※投票・支持の見返りに何らかの行為を要求すること



神奈川県立かながわ男女共同参画センターによる調査報告書 「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために(その2) —議員アンケート調査結果と男性有識者意見—」

(1)背景・経緯

神奈川県では、1982(昭和 57)年に「かながわ女性プラン」を策定して以来、プランの改定を重ねながら様々な施策に取り組んでいます。

2015(平成 27)年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」が制定されたものの、「ジェンダー・ギャップ指数」において、経済分野と政治分野は諸外国の中でも日本は大きく遅れを取っています。このような状況を踏まえ、かながわ男女共同参画センターは、2015(平成 27)年度及び 2016(平成 28)年度調査研究テーマを「政策・方針決定への女性の参画を進めるために」としました。2015(平成 27)年度は、文献調査と、有識者への聞き取り調査の結果を(その 1)としてとりまとめ、2016(平成 28)年度は(その2)として、県内選出議員(国会議員、県議会議員、市町村議会議員)に女性議員に関する意識を問うアンケートを実施したほか、男性有識者への聞き取り調査を行い、報告書をとりました。

ここでは、議員アンケート調査について一部抜粋して紹介します。

(2)概要

本調査は「政策・方針決定過程への女性の参画等の促進」に関する取組みの一環として、政治分野への女性参画の課題について県民の関心を高め、男女共同参画社会実現への一助とするものです(2016(平成 28)年5月実施)。

ア 調査対象 神奈川県内選出の議員 919 人(2016(平成 28)年5月現在)

	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性割合
国会議員	31	6	37	16.2%
県議会議員	88	17	105	16.2%
市議会議員	470	119	589	20.2%
町村議会議員	144	44	188	23.4%
計	733	186	919	20.2%

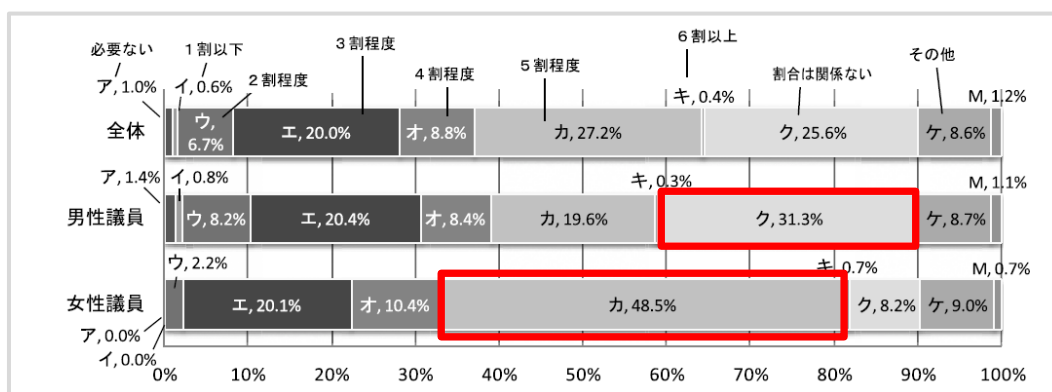
イ 回答

	男性 (人)	女性 (人)	性別無回答 (人)	計 (人)	女性割合
回答者数	368	134	9	511	26.2%
回収率(%)	50.2%	72.0%	—	55.6%	—

◆女性議員の適切な割合(市町村議会)

- ・全体では「5割程度」が27.2%で最も多く、これに僅差で「割合は関係ない」(25.6%)、「3割程度」(20.0%)が続きました。
- ・男性議員と女性議員の傾向の差としては、「割合は関係ない」が男性議員において3割を超えトップでした(31.3%)が、女性議員においては1割に満たず(8.2%)、4倍近くの開きがありました。
- ・「5割程度」が女性議員においては4割を超えトップでした(48.5%)が、男性議員においては2割に満たず(19.6%)、2倍以上の開きがありました。

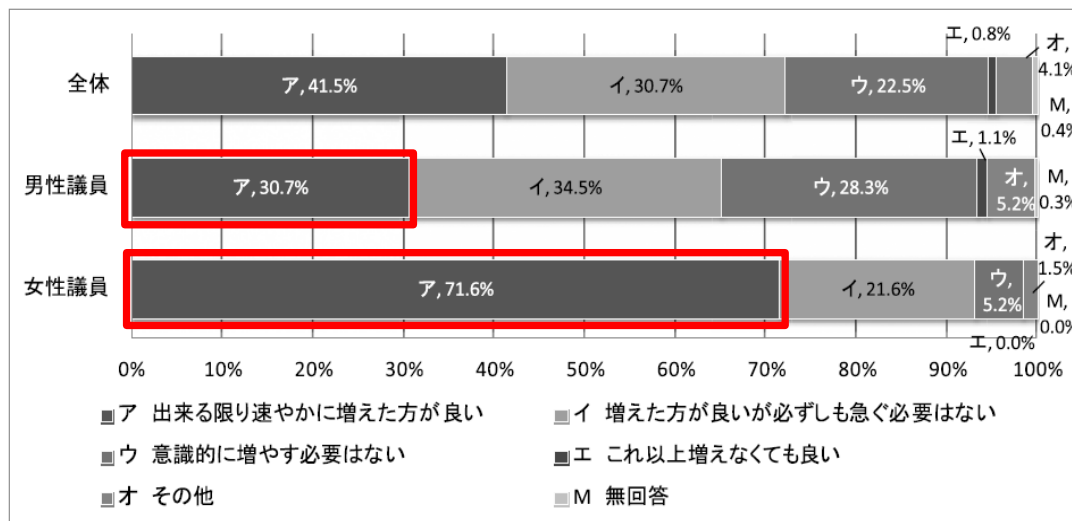
<図表3-1> 市町村議会における女性議員の適切な割合



◆女性議員の割合が現状より増えることについての意識

- ・全体では、「出来る限り速やかに増えた方が良い」が41.5%で最も多く、これに「増えた方が良いが必ずしも急ぐ必要はない」が30.7%、「意識的に増やす必要はない」が22.5%で続きました。
- ・男性議員と女性議員の傾向の差としては、女性議員の7割(71.6%)が「出来る限り速やかに増えた方が良い」と回答したのに対し、男性議員では3割(30.7%)と、40.9ポイントの開きがありました。

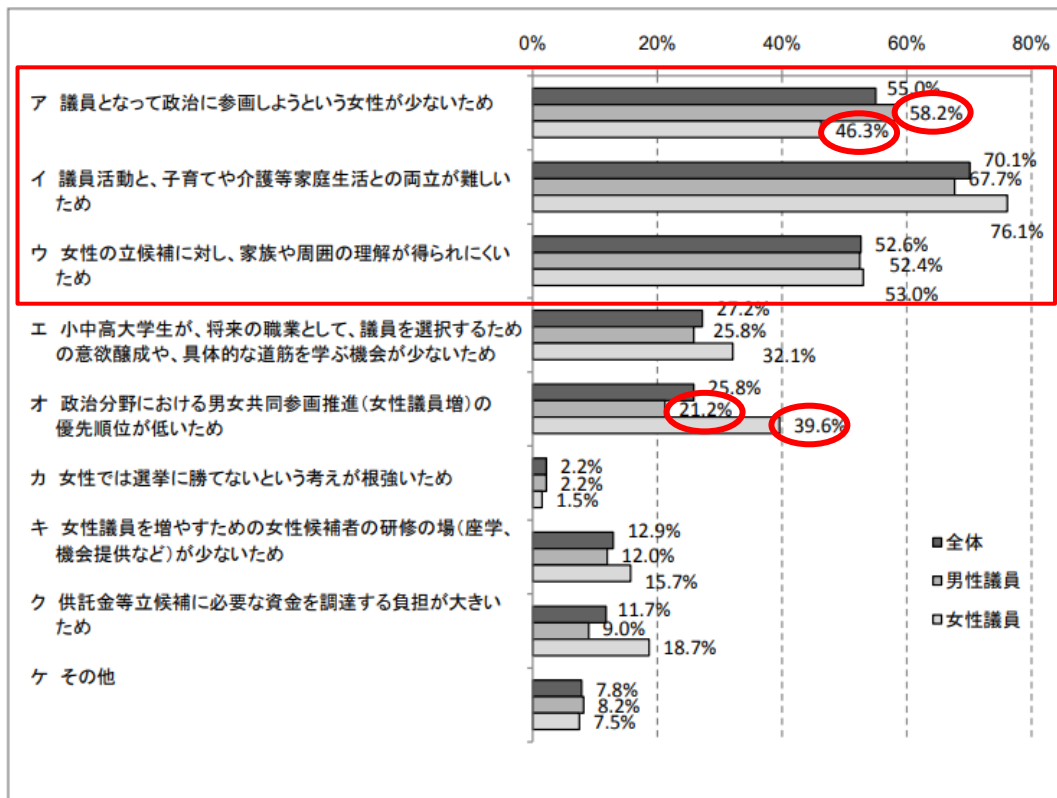
<図表3-2> 女性議員の割合が現状より増えることについての意識



◆女性議員が少ない理由

- ・全体の 70.1%が「議員活動と、子育てや介護等家庭生活との両立が難しいため」を選択し最も多く、続いて 55.0%が「議員となって政治に参画しようという女性が少ないため」、52.6%が「女性の立候補に対し、家族や周囲の理解が得られにくいため」を選択しました。
- ・男性議員と女性議員の回答で最も開きが見られたのは、「政治分野における男女共同参画推進(女性議員増)の優先順位が低いため」で、男性は 21.2%に留まったものの、女性は 39.6%と4割近くが選択しました。次に開きが大きかったのは、「議員となって政治に参画しようという女性が少ないため」で、男性は 58.2%が選択しましたが、女性は 46.3%と 11.9 ポイントの開きがありました。

<図表3-3>女性議員が少ない理由(3つまでの複数選択)



図表3-1～3-3

出典：神奈川県かながわ男女共同参画センター調査報告書「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために(その2)―議員アンケート調査結果と男性有識者意見―」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/pub/p1106429.html>

3

女性リーダー育成のための講座

「おのウィメンズ・チャレンジ塾」(兵庫県小野市)

(1)背景・経緯

兵庫県小野市では、以前から地域の活力維持のためにはあらゆる面での女性参画が必要という考えに基づき、事業を実施していましたが、市議会議員や自治会長などの「意思決定の場」への女性参画がなかなか進みませんでした。

そこで、2010(平成 22)年から、意思決定の場に参画して活躍する女性リーダーを育成することを目的とした集中講座、「おのウィメンズ・チャレンジ塾」を例年実施しています。

(2)概要

毎年事務局でテーマを決めて参加者を募集しています。新たな自分の発見や自己実現のためにリーダーとして必要なスキルを身につけるための講座としており、講座の一環として、元女性首長や他市の女性市議を招き、女性の政治参画への意義についての講演や学習会を開催しています。

(3)成果

塾生の修了生から女性議員が誕生し、2019(平成 31)年4月の統一地方選挙では女性議員率が兵庫県内最高の43%(議員定数16名中7名)となっています。小野市初の女性議長も、1期修了生です。また、塾生の有志達による学習会や交流会を行う市民活動グループが4団体生まれました。

令和4(2022)年度

全9回を通じて学ぶ女性のための講座スタート!

女性議員って必要?

女性のための政治入門塾

～出そう 出よう そして支えよう～

個人の問題だと思っていることは、実は社会の問題と大きく繋がっています。その問題を解決するためには、女性の声を意思決定の場に届ける必要があります。女性の政治参画を進めるために、私たちにできることを一緒に考えてみませんか。

<p>第1回 オリエンテーション 6/18(土) 13:30-16:00 はじめまして☆お互いを知るワーク &私たちの暮らしをよくするために 講師 松尾やよいさん(夢こらぼ主宰)</p>	<p>第7回 議会の傍聴 9月中旬 午後 議会を覗いてみて気づく事(意見交換) 会場 小野市役所</p>
<p>第2回 講演会「地域づくりにおける男女共同参画」 北播磨で活躍する女性リーダーと交流しよう① 講師 竹安栄子さん(京都女子大学 学長) 会場 三木市立教育センター</p>	<p>第8回 北播磨で活躍する女性リーダーと 交流しよう② 10/1(土) 13:30-15:30 講師 白井 文さん(前尼崎市長) 会場 西脇市茜が丘複合施設 Miraie</p>
<p>第3回 聞いて・見て・知って・納得! 議会や選挙の仕組みを知ろう 7/16(土) 10:00-12:00 協力 小野市議会事務局・選挙管理委員会</p>	<p>第9回 女たちの挑戦! 女性の意見を・女性の想いを届けたい 10/15(土) 13:30-16:00 講師 松尾やよいさん(夢こらぼ主宰)</p>
<p>第4回 議員さんへの質問を考える 伝える技術「プレゼン力」を高めよう 7/23(土) 13:30-16:00 講師 松尾やよいさん(夢こらぼ主宰)</p>	<p>トータルコーディネーター 松尾やよいさん(夢こらぼ主宰)</p> 
<p>第5回 小野市議会の女性議員と話そう トークミーティング会 8/6(土) 13:30-16:00 協力 小野市議会 女性議員の皆さん コーディネーター 松尾やよいさん(夢こらぼ主宰)</p>	<p>会場 小野市うるおい交流館エクラ 他 対象 テーマに関心のある女性 定員 10名程度 料金 3,000円 託児 10名(無料・要予約・1歳~小学3年生まで) ※第2回・第8回は市外で開催のため別途相談 申込 チラシ内のQRコードから 申込フォームを送信。もしくは チラシ裏面の申込書にご記入のうえ、窓口・電話・ FAXでお申込みください。</p> <p style="text-align: right;">申込締切 5/31(火)</p> 
<p>公開講座 どなたでもご参加いただけます</p> <p>第6回 選挙カーも事務所も無し☆SNSで挑んだ 異色の31歳(当時)女性議員誕生の物語 8/27(土) 10:00-12:00 講師 中村ひかりさん(松江市市議会議員)</p>	

主催 小野市・小野市男女共同参画センター・NPO法人北播磨市民活動支援センター

出典:小野市男女共同参画センター「おのウィメンズ・チャレンジ塾」

<https://www.ksks-arche.jp/danjo/R4jyuku.pdf>

【参考・出典】

- ・内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号
<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/pdf/202208.pdf>
- ・内閣府男女共同参画局「令和4年版男女共同参画白書」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_print.pdf
- ・内閣府男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_law.html
- ・総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihogikai_giin/index.html
- ・内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html
- ・内閣府男女共同参画局「国・地方公共団体における「見える化」」
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>
「女性の政治参画マップ」
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/joseisankaku/map22c.pdf>
「市区町村女性参画状況見える化マップ」
https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2021
- ・内閣府男女共同参画局「政治分野におけるハラスメント防止のための取組」
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html
- ・内閣府男女共同参画局「地方議会等における取組」
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_torikumi.html
- ・全国市議会議長会「令和3年10月21日会議規則の改正状況に関する調査の集計結果について」
https://www.si-gichokai.jp/news/info/r03/1204618_2966.html
- ・総務省「地方選挙結果調」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chihou/index.html
- ・内閣府男女共同参画局「令和3年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2021/index.html>
- ・全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調（令和3年7月集計）」
https://www.si-gichokai.jp/research/zokusei/1204670_2322.html
- ・全国市議会議長会「全国市議会旬報第2181号（令和4年1月25日発行）」
https://www.si-gichokai.jp/syun/r03/_icsFiles/afieldfile/2022/01/19/junpou2181.pdf
- ・内閣府男女共同参画局「調査研究等」
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>
- ・内閣府男女共同参画局「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（概要）」
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/seijibunya_gaiyou.pdf
- ・内閣府男女共同参画局
「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/politics-harassment/index.html>
- ・内閣府男女共同参画局「地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況」
https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_torikumi.html
- ・内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年2月号
<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2021/202202/pdf/202202.pdf>
- ・福岡県議会「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」が制定されました
<https://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/oshirase/harassment-jyourei.html>
- ・かながわ男女共同参画センター
「調査報告書「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために（その2）
—議員アンケート調査結果と男性有識者意見—」」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/pub/p1106429.html>
- ・兵庫県小野市「おのウィメンズ・チャレンジ塾」
https://www.city.ono.hyogo.jp/soshikikarasagasu/shiminanzembu_humanlifegroup/gyomuannai/4/1/2674.html
- ・小野市男女共同参画センター「イベント情報」
<https://www.ksks-arche.jp/danjo/ivent.htm>
<https://www.ksks-arche.jp/danjo/R4jyuku.pdf>